

令和元年度 稚内市職員採用試験

(令和2年4月1日付採用)

受験案内

一般技術職（看護師）

【一般任期付職員】



稚 内 市

令和元年度 稚内市一般任期付職員採用試験

(令和2年4月1日採用)

【一般技術職（看護師）】

稚内市一般任期付職員採用試験を次のとおり実施します。

1 募集職種及び採用予定者数

一般技術職（看護師） 1名程度

2 受験資格

昭和45年4月2日から平成2年4月1日までの間に生まれた人であって、看護師の資格を有する人

※ 注意事項

次のいずれかに該当する人は、受験することができません。

- ① 日本国籍を有しない人
- ② 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ④ 稚内市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して2年を経過しない人
- ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した人

3 任用期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（3年間）。ただし、稚内市任期付職員の採用等に関する条例第6条の規定により、令和7年3月31日までの間、任期を更新することがあります。

4 試験の方法

(1) 第一次試験

| 試験 | 出題分野 | 実施時間 |
|--------|---|------|
| 論文試験 | 文章による表現力、課題に対する理解力についての試験 ※ 論文試験のテーマは試験当日発表 ※ 400 字詰原稿用紙 2 枚以内で記載 | 60 分 |
| 性格適性検査 | 職業人として社会生活を送るのに必要な適応性を、性格の面から診断する検査 | 35 分 |
| 事務適性検査 | 事務処理能力の正確さ、迅速さ等の作業能力と仕事への対応力を測定するための検査 | 50 分 |

(2) 第二次試験

| 試験 | 出題分野 | 内容 |
|------|------|------------|
| 面接試験 | 人物試験 | 個別面接及び集団面接 |

5 試験の期日及び会場

(1) 第一次試験

- 《期 日》 令和元年 11 月 30 日（土）
午前 9 時 00 分から 12 時 00 分頃まで
- 《試験会場》 稚内市役所 会議室（稚内市中央 3 丁目 13 番 15 号）

(2) 第二次試験

- 《期 日》 令和元年 12 月 1 日（日）
※ 時間は受験票等の送付時にお知らせします。
- 《試験会場》 稚内市役所 会議室

6 受付期間及び申込み方法

(1) 申込み方法

次の①～④の書類すべてを 稚内市 総務部 人材育成課 人事・厚生グループへ提出してください。

【受験者が提出する書類】

- ① 稚内市職員採用試験申込書（本人が自筆すること。）
- ② 看護師免許状の写し
- ③ 写真（縦4.5cm × 横3.5cm）2枚
うち1枚は「稚内市職員採用試験申込書」に貼付すること。
※ 最近3か月以内に撮影したもので、帽子をつけずに上半身を写したもの
- ④ 面接カード
※ 書類に不備があると、受験票を交付できない場合がありますので注意してください。

(2) 受付期間

ア 上記①「稚内市職員採用試験受験申込書」、上記②「看護師免許状の写し」及び上記③「写真（2枚）」

令和元年10月31日（木）から令和元年11月15日（金）まで

郵送の場合は11月12日（火）の消印があるものまで受け付けます。

※11月11日（月）以降に投函する場合は、必ず「速達」にしてください。

イ 上記④「面接カード」

令和元年10月31日（木）から令和元年11月25日（月）まで

郵送の場合は11月21日（木）の消印があるものまで受け付けます。

※11月20日（水）以降に投函する場合は、必ず「速達」にしてください。

(3) 受付時間

平日（土・日曜日・祝日を除く。）のみ、午前9時から午後5時まで

(4) 採用試験申込書、面接カードの請求

稚内市ホームページからダウンロードしてください。直接、受け取ることを希望する場合は、稚内市総務部 人材育成課 人事・厚生グループ（稚内市役所3階）に請求してください。

郵送による場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（角2封筒に宛先を明記し、120円切手を貼付したもの）を必ず同封してください。

7 合格発表

最終合格発表

令和元年12月下旬(本人宛に通知します。)

8 採用年月日

令和2年4月1日を予定しています。ただし、地方公務員法第22条の規定により6か月間は、条件付採用になります。

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

(条件付採用及び臨時的任用)

第22条 臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、全て条件付のものとし、その職員がその職において6月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会は、条件付採用の期間を1年に至るまで延長することができる。

9 給与等（平成31年4月1日現在）

(1) 給与

月額235,100円～月額262,600円

※ このほか、支給要件に応じて通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当（賞与）等が支給されます。

(2) 勤務時間

原則として1日につき7時間45分、1週間につき38時間45分

(3) 休暇等

年次有給休暇、結婚、忌引、出産等の休暇のほかに育児休業制度等があります。

10 その他

- (1) 出願に際し提出した書類は、一切返却しません。
- (2) 試験当日には、必ず「受験票」を持参してください。
- (3) ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。
(ただし、試験の内容については一切お答えできません)

【問い合わせ先】

〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号
稚内市総務部人材育成課 人事・厚生グループ
(直通TEL 0162-23-6385)